

熊本県公報

第 1 1 6 0 3 号
平成 19 年 9 月 26 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定の解除の予定	(森林保全課) 1
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○ "	(") 2
○道路の区域変更	(") 2
○ "	(") 2
○ "	(") 3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
○ "	(") 4
○ "	(") 4
○ "	(") 4
○保安林の指定	(") 4
公 告	
○農業振興地域の指定の解除及び指定	(農林水産政策課) 5
○ "	(") 5
○ "	(") 6
○ "	(") 6
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(商工政策課) 7
○ "	(") 7
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(") 7
○道路の位置指定	(建築課) 8
○ "	(") 8
○大型シュレッダーの賃借に係る一般競争入札の実施	(私学文書課) 8
○建設業法第 29 条の 2 に基づく公告	(監理課) 10
○団体営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 11
○住民基本台帳ネットワークシステム用業務サブシステム及び関連機器の借入れに係る落札者決定	(市町村総室) 11
○熊本県環境影響評価条例に基づく準備書の縦覧及び説明会の実施(漁港漁場整備課)	11
○開発行為工事完了	(建築課) 12
○ "	(") 12
○ "	(") 12
登 載 依 頼	
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 13
○交通信号機通信回線軽減化工事設計業務委託一般競争入札公告	(県警本部交通規制課) 14
○熊本県福祉有償運送運営協議会の開催	(健康福祉政策課) 17

告 示

熊本県告示第 803 号

次の森林を解除予定保安林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町円壽 1966-2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 804 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 9 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	389 号	天草市天草町大字下田北字壺本松 2154 番 1 地先から 同町大字下田北字由の迫 2253 番地先まで	265.0	地域連携 国道

2 供用を開始する期日 平成 19 年 9 月 27 日

熊本県告示第 805 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 9 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	相良人吉線	山江村大字山田戌字椎谷 286 番 13 地先から 同所 286 番 13 地先まで	16.0	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 平成 19 年 10 月 1 日

熊本県告示第 806 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 9 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要 地方 道	本渡牛深 線	天草市久玉町字黒崎	前	5.0	32.0	災害防除 工事
		917 番 2 地先から	後	25.1		
		同所 917 番 1 地先まで	前	25.2	32.0	
			後	33.2		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 9 月 26 日

熊本県告示第 807 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 9 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般

の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 県道	天月湯浦 線	葦北郡芦北町丸山字楮ヶ迫 1050 番 2 地先から	前	15.7 ～ 22.5	143.7	旧道移管
				4.4 ～ 5.4	104.6	
		同所 1027 番地先まで	後	15.7 ～ 22.5	143.7	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 9 月 26 日

熊本県告示第 808 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 9 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 県道	原植木線	鹿本郡植木町大字有泉字出口 786 番 6 地先から	前	9.2 ～ 14.0	130.9	緊道整交 安
				11.4 ～ 17.0	130.9	
		同町大字有泉字小畑 655 番 1 地先まで	後	11.4 ～ 17.0	130.9	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 9 月 26 日

熊本県告示第 809 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県熊本市清水万石四丁目 652 の 1・652 の 2（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 810 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字水無 114 の 104（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水無 114 の 104（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 811 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字平ノ下 1270 の 11
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに相良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 812 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字小平 519 の 3、519 の 5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 813 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字山田丙字湯原 1312 の 9、1312 の 13 から 1312 の 16 まで
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告**熊本県公告第 774 号**

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 7 条第 1 項の規定により、農業振興地域の指定を 1 のとおり解除し、同法第 6 条第 1 項の規定により、農業振興地域を 2 のとおり指定する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 指定を解除する農業振興地域

農業振興地域名	公告年月日及び公告番号
三角農業振興地域	昭和 45 年 3 月 31 日付け熊本県公告第 410 号の 3
不知火農業振興地域	昭和 57 年 3 月 9 日付け熊本県公告第 288 号
松橋農業振興地域	平成 8 年 3 月 22 日付け熊本県公告第 251 号
小川農業振興地域	昭和 57 年 6 月 17 日付け熊本県公告第 791 号
豊野農業振興地域	昭和 45 年 12 月 25 日付け熊本県公告第 1370 号の 2

2 指定する農業振興地域**(1) 農業振興地域名**

宇城農業振興地域

(2) 範囲

宇城市三角町大口、里浦、手場、中村、郡浦、前越、松橋町御船、南豊崎、浅川、砂川、内田、竹崎、古保山、萩尾、小川町西海東、東小川、南小川、西北小川、南部田、河江、北新田、江頭、川尻、新田、南新田、新田出、住吉及び不知火の全域並びに三角町波多、大田尾、戸馳、不知火町小曾部、高良、浦上、御領、柏原、亀松、長崎、松合、永尾、大見、松橋町豊崎、東松崎、西下郷、両仲間、豊福、曲野、久具、浦川内、大野、松橋、松山、小川町東海東、南海東、北海東、北部田、南小野、中小野、北小野、豊野町山崎、上郷、中間、下郷、糸石、巢林及び安見の一部(別図に定める範囲)

(3) 規模

17,467 ヘクタール

(別図省略)

3 指定の解除及び指定を必要とする理由

市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。

4 関係図面

熊本県農林水産部農林水産政策課及び宇城市農政課にて縦覧に供する。

熊本県公告第 775 号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 7 条第 1 項の規定により、農業振興地域の指定を 1 のとおり解除し、同法第 6 条第 1 項の規定により、農業振興地域を 2 のとおり指定する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 指定を解除する農業振興地域

農業振興地域名	公告年月日及び公告番号
中央農業振興地域	昭和 47 年 10 月 14 日付け熊本県公告第 6491 号
砥用農業振興地域	昭和 48 年 10 月 25 日付け熊本県公告第 6645 号

2 指定する農業振興地域**(1) 農業振興地域名**

美里農業振興地域

(2) 範囲

美里町大字堅志田、大沢水、中小路、岩下、原田、津留、小市野、白石野、松野原、長尾野、小筵、佐俣、岩野、弘川、原町、土喰、二和田、栗崎、三和、涌井及

び豊富の全域並びに大字馬場、中郡、萱野、木早川内、中、椿、坂本、下草野、永富、大窪、境、三加、名越谷、古閑、清水、石野、安部、今、坂貫、畝野、遠野、大井早、甲佐平、川越、洞岳及び柏川の一部（別図に定める範囲）

(3) 規模

4,167 ヘクタール

(別図省略)

3 指定の解除及び指定を必要とする理由

市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。

4 関係図面

熊本県農林水産部農林水産政策課及び美里町経済課にて縦覧に供する。

熊本県公告第 776 号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 7 条第 1 項の規定により、農業振興地域の指定を 1 のとおり解除し、同法第 6 条第 1 項の規定により、農業振興地域を 2 のとおり指定する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 指定を解除する農業振興地域

農業振興地域名	公告年月日及び公告番号
白水農業振興地域	昭和 48 年 10 月 25 日付け熊本県公告第 811 号
久木野農業振興地域	昭和 47 年 10 月 11 日付け熊本県公告第 880 号
長陽農業振興地域	昭和 57 年 3 月 9 日付け熊本県公告第 279 号

2 指定する農業振興地域

(1) 農業振興地域名

南阿蘇農業振興地域

(2) 範囲

南阿蘇村大字両併及び中松の全域並びに大字白川、吉田、一関、久石、河陰、河陽、下野、立野及び長野の一部（別図に定める範囲）

(3) 規模

12,122 ヘクタール

(別図省略)

3 指定の解除及び指定を必要とする理由

市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。

また、大字立野にある北側に山林を控えた中山間地においては、南側に広がる農地と同様に耕作が行われている農地が点在しており、今後とも農業の振興を図ることが相当であると認められるため、統合に併せて農業振興地域を 8ha 拡大する。

4 関係図面

熊本県農林水産部農林水産政策課及び南阿蘇村産業振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第 777 号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 7 条第 1 項の規定により、農業振興地域の指定を 1 のとおり解除し、同法第 6 条第 1 項の規定により、農業振興地域を 2 のとおり指定する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 指定を解除する農業振興地域

農業振興地域名	公告年月日及び公告番号
矢部農業振興地域	昭和 45 年 12 月 25 日付け熊本県公告第 1370 号の 2
清和農業振興地域	昭和 45 年 12 月 25 日付け熊本県公告第 1370 号の 2
蘇陽農業振興地域	昭和 45 年 3 月 31 日付け熊本県公告第 410 号の 3

2 指定する農業振興地域

(1) 農業振興地域名

山都農業振興地域

(2) 範囲

山都町大見口、上差尾、二津留、玉目、柏、二瀬本、橘、長谷、高辻、東竹原、下山、塩原、菅尾、塩出迫、米迫、今、八木、花上、白石、大野、方ヶ野、柳井原、滝上及び馬見原の全域並びに城平、城原、上寺、入佐、畑、長原、牧野、田小野、金内、北中島、下名連石、御所、菅、目丸、島木、原、杉木、市原、山田、芦屋田、長田、小笹、男成、田所、野尻、川野、麻山、下川井野、上川井野、成君、黒川、田吉、犬飼、新小、白藤、津留、白小野、荒谷、万坂、藤木、勢井、柚木、猿渡、

三ヶ、葛原、南田、緑川、川口、鶴ヶ田、仏原、高月、大平、仮屋、小中竹、鎌野、小峰、貫原、木原谷、米生、尾野尻、市ノ原、井無田、郷野原、須原、神の前、柳、伊勢、高畑及び長崎の一部（別図に定める範囲）

(3) 規模

44,134 ヘクタール

(別図省略)

3 指定の解除及び指定を必要とする理由

市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。

4 関係図面

熊本県農林水産部農林水産政策課及び山都町農林振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第 778 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 4 月 19 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により宇城市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイヤモンドシティ・バリュー サウスランド

宇城市小川町河江字十六 31-1

2 市町村意見の概要

意見なし

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課

平成 19 年 9 月 26 日から平成 19 年 10 月 26 日まで

熊本県公告第 779 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 4 月 18 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス山鹿店

山鹿市鹿校通一丁目 1 番 24 号

2 市町村意見の概要

(1) 交通事故防止及び渋滞緩和について、十分な対策を講じること。特に隣接国道への右折出庫の際の事故防止について必要な対策を講じること。

(2) 夜間照明については、光害とならないように配慮すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課

平成 19 年 9 月 26 日から平成 19 年 10 月 26 日まで

熊本県公告第 780 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロッキー芦北店

葦北郡芦北町大字芦北字西割南 2276 番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置する者

株式会社ロッキー 代表取締役 竹下光伸

鹿本郡植木町大字植木 133 番の 1

(2) 小売業を行う者

株式会社ロッキー 代表取締役 竹下光伸

鹿本郡植木町大字植木 133 番の 1

3 大規模小売店舗を新設する日

平成 20 年 5 月 11 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,760 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
124 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
23 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
91 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
19 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
1 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 8 時から午後 4 時まで
- 7 届出年月日
平成 19 年 9 月 10 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び芦北地域振興局総務振興課
平成 19 年 9 月 26 日から平成 20 年 1 月 26 日まで

熊本県公告第 781 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇土市南段原町 74 番地 1
- 2 築造者の氏名 株式会社中村不動産開発
- 3 道路の位置 宇土市境目町字西原 678 番 9
- 4 道路の幅員 4.03 メートルから 4.04 メートルまで
- 5 道路の延長 16.60 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 8 月 24 日
- 7 指定番号 宇城景建第 33 号

熊本県公告第 782 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町光の森六丁目 19 番地 5
- 2 築造者の氏名 有限会社大輝不動産
- 3 道路の位置 下益城郡富合町大字大町字前田 403 番 4 及び同 401 番の一部
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 73.50 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 9 月 10 日
- 7 指定番号 宇城景建第 36 号

熊本県公告第 783 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
大型シュレッダー 1 台
 - (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 借入期間
平成 19 年 12 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
 - (4) 納入期限
平成 19 年 11 月 30 日

- (5) 納入場所
熊本県庁行政棟本館地下 1 階シュレッダー室
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、1 箇月当たりの賃貸借料とする。見積りに当たっては 52 月賃貸借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目：OA 機器類、業務区分：2) 業務委託、第一分類：18) リース・レンタル、第二分類：01) OA 機器類に登録された者であること。
 - (2) 5 の（3）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 19 年 10 月 1 日（月）から平成 19 年 10 月 10 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
4 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県総務部私学文書課文書係（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2061（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 19 年 9 月 26 日（水）から平成 19 年 10 月 10 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - イ 交付場所
4 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成 19 年 10 月 18 日（木）午後 2 時 30 分から
 - イ 場所
熊本県庁行政棟本館 7 階 701 会議室
 - (4) 入札書の提出方法
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数（52 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃貸借料）に借入期間月数（52 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 784 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 の規定に基づき、営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から 30 日以内に申し出ること。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社大塚製材所
菊池郡大津町室 25-1
代表取締役 大塚 精治
熊本県知事許可（般-16）第 14701 号
 - (2) 有限会社藤建ホーム
菊池郡大津町引水 833-4
代表取締役 藤本 廣利
熊本県知事許可（般-16）第 13563 号
 - (3) 有限会社ヒサウチ
熊本市山室 2-16-13
代表取締役 久野 裕子
熊本県知事許可（般-14）第 15459 号
- 2 申出先
熊本県土木部監理課

熊本県公告第 785 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	菊池 15	平成 15 年 12 月 9 日	平成 17 年 3 月 18 日	菊池市土地改良区
農業用排水施設	大津東	平成 14 年 12 月 10 日	平成 17 年 5 月 20 日	大津町
農業用排水施設	木原野	平成 17 年 1 月 7 日	平成 17 年 3 月 17 日	合志市
農業用排水施設	山崎	平成 14 年 12 月 27 日	平成 15 年 3 月 10 日	七城町土地改良区
農業用排水施設	五反田	平成 13 年 2 月 13 日	平成 13 年 3 月 26 日	七城町土地改良区

熊本県公告第 786 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム用業務サブシステム及び関連機器の借入れ 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村総室行政班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 落札者を決定した日
平成 19 年 7 月 19 日
- 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 落札金額（月額）
1,456,350 円（うち消費税及び地方消費税の額 69,350 円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成 19 年 6 月 8 日

熊本県公告第 787 号

熊本県環境影響評価条例（平成 12 年熊本県条例第 61 号）第 13 条第 1 項の規定により、塩屋漁港広域漁港整備事業に関する環境影響評価準備書を作成したので、同条第 15 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を縦覧に供するとともに、同条第 16 条第 1 項の規定に基づき当該準備書についての説明会を開催するので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 事業者の氏名及び住所
(1) 氏名 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷 義子
(2) 住所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 塩屋漁港広域漁港整備事業
(2) 種類 公有水面の埋立て
(3) 規模 計画埋立面積 約 11.5 ヘクタール
- 対象事業実施区域の位置
熊本県熊本市河内町河内字鶴通洞地先の一部
- 関係地域の範囲
熊本県熊本市河内町の一部
- 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 場所 熊本県庁（農林水産部漁港漁場整備課及び新館 1 階情報プラザ）
 熊本市役所（経済振興局農林水産振興部水産振興課）
 熊本市役所河内総合支所（経済振興局農林水産振興部河内出張所）
- (2) 期間 平成 19 年 9 月 26 日（水）から平成 19 年 10 月 26 日（金）まで（土曜、日曜日及び祝日は除く。）
- (3) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により事業者
 に提出することができる。
- (1) 提出期限 平成 19 年 11 月 9 日（金）
- (2) 提出先 〒 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県農林水産部漁港漁場整備課
- (3) 意見書の提出に必要な事項
 意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその
 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
 ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載
 すること。）
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 日時 平成 19 年 10 月 16 日（火）午後 7 時 30 分から午後 9 時まで
- (2) 場所 みかんの里振興センター（熊本市河内町大字船津 791）
- (3) 問い合わせ先 熊本県農林水産部漁港漁場整備課
 （電話 096-333-2465）

熊本県公告第 788 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、
 同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 合志市幾久富字下沖野 1866 番 1647 及び同 1866 番 1648
 4,109.72 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市尾ノ上一丁目 5-20
 株式会社南栄開発

熊本県公告第 789 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、
 同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 (3-1 工区)
 水俣市月浦字出月 227 番 11、同 227 番 12、同 227 番 13、同 916 番 2、同 916 番 3、同
 923 番、同 924 番 3、同 924 番 4、同 924 番 5、同 928 番 2、同字新開 168 番 62、同 168 番
 35 の一部、同 866 番 1、同 867 番 1 の一部、同 867 番 2、同 867 番 3、同 867 番 4、同 879
 番 2、同 880 番 2、同 881 番 1、同 881 番 2、同 882 番 1、同 882 番 2、同 883 番 1、同 883
 番 2、同 883 番 3、同 884 番 1、同 884 番 2、同 884 番 3、同 885 番 1、同 885 番 2、同 885
 番 3、同 886 番 1、同 886 番 2、同 886 番 3、同 887 番 1、同 887 番 2、同 887 番 3、同 888
 番 2、同 888 番 1 の一部及び里道の一部
 15,078.85 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 水俣市陣内一丁目 1 番 1 号
 水俣市土地開発公社

熊本県公告第 790 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事のうち公共施設に
 関する工事が完了したので、第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 (3-3 工区の道路)
 水俣市月浦字新開 192 番 2 の一部、同 832 番の一部、同 838 番 2、同 838 番 3、同 850
 番の一部、同 851 番の一部、同 866 番 2、同 888 番 1 の一部、同 893 番の一部、同 900 番

- の一部、同 905 番 2 の一部、同 905 番 3 の一部及び同 907 番 2 の一部
4,386.50 平方メートル
- 2 公共施設の種類
道路
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
水俣市陣内一丁目 1 番 1 号
水俣市土地開発公社

登 載 依 頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 28 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表苓北町の項機関名の欄中「収入役室」を「会計課」に改め、同項職名の欄中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、一部事務組合の表玉名市玉東町病院組合の項職名の欄中「健診センター長 事務長 事務次長 課長 総看護師長 副総看護師長 看護師長 薬局長 検査技師長 放射線技師長」を「診療部長 診療科部長 リハビリセンター長 中央検査部長 中央放射線部長 薬局長 検査技師長 放射線技師長 リハビリ技師長 栄養管理室長 事務長 事務次長 課長 審議員 看護部長 副看護部長 看護師長 健診センター長 健診センター次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊交規公告第 641 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年9月19日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

交通信号機通信回線軽減化工事設計業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託業務の期間

契約の翌日から起算して40日間

(4) 委託業務の場所

熊本市大窪2丁目 飛田交差点等31箇所

(5) 予定価格

1,338,000 円

(6) 入札方法

ア 入札金額は、交通信号機通信回線軽減化工事設計業務 に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定された者でないこと。

(2) 熊本県における電気工事又は調査・測量・建設コンサルタントに係る一般競争参加資格を有する者であること。

(3) 平成14年度以降、国（公団を含む）又は地方公共団体（公社を含む）が発注する交通安全施設に係る電気工作物の設計を受注していること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(6) 5の(3)の時点において、熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成5年熊本県告示第243号）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成19年9月19日（水）から平成19年10月5日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

4に記載のとおり

(3) 提出方法

4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 入札参加資格の確認資料

入札参加希望者は、次に掲げる書類を申請書に添付して提出しなければならない。

ア 熊本県工事入札参加者資格認定通知書の写し

イ 平成14年度以降に契約した公共工事請負契約書の写し

ウ 経営事項審査結果通知書の写し

(5) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所

熊本県警察本部交通規制課

郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話 096-381-0110 内線5233

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成19年9月19日（水）から平成19年10月5日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成19年10月17日（水）午前10時30分から

イ 場所

熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号 熊本県警察本部 201 会議室

(4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の

場所に平成 19 年 10 月 16 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金
免除

- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

ク 2 以上の意思表示をした入札

ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が
認めた場合の入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

- (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした
者を落札者とする。

- (5) 最低制限価格
設定しない。

- (6) 契約の締結

ア 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。

イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。

ウ 契約書作成の要否
要

- (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上
の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約
保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者と
する履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種
類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実

に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県福祉有償運送運営協議会公告第 1 号

第 6 回熊本県福祉有償運送運営協議会の会議を、次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 19 年 9 月 26 日

熊本県福祉有償運送運営協議会

- 1 開催日時
平成 19 年 9 月 28 日（金）
午後 1 時 30 分から 1 時間程度
- 2 開催場所
熊本市水前寺三丁目 17-15
熊本県青年会館 2 階 202 会議室
- 3 議題
 - (1) 熊本県福祉有償運送運営指針の改正について
 - (2) 事業実績報告について
 - (3) 更新登録申請について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
20 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、開催場所において受付のうえ、熊本県福祉有償運送運営協議会事務局の指示に従い、会議の会場に入室できます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18-1
熊本県福祉有償運送運営協議会事務局
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室まちづくり推進班)
(電話 096-333-2202)
(ファックス 096-387-5992)

